

○ 国立大学法人山梨大学における公正研究責任者及び公正研究委員会に関する内規

制定 平成 27 年 3 月 27 日
 改正 平成 28 年 3 月 29 日
 令和 3 年 7 月 1 日
 令和 6 年 3 月 25 日
 令和 7 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程第 11 条第 2 項に基づき、国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）における研究に関する不正行為の調査・判定等のため、公正研究責任者及び公正研究委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(公正研究責任者)

第 2 条 公正研究責任者は、理事（研究インテグリティ担当）をもって充てる。
 2 公正研究責任者は、次条に規定する委員会の任務について総括する。

(委員会の任務)

第 3 条 委員会は、不正行為が生じた場合の調査、審理及び判定並びに裁定に関する事項について審議を行なう。
 2 前項に規定する不正行為が生じた場合の調査、審理及び判定並びに裁定に係る手続きは、本学における研究に係る不正行為に対する措置に関する内規の定めるところによる。

(委員会の組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 (1) 公正研究責任者
 (2) 理事(財務担当)
 (3) 教育研究評議会評議員のうち学長が指名した者
 (4) 学外の専門家（委員の半数以上）
 (5) その他委員長が必要と認めた者
 2 前項第 3 号及び第 4 号の委員は、学長が任命する。
 3 前項第 3 号、第 4 号及び第 5 号の委員は、申立者及び調査対象者との直接の利害関係を有しないものでなければならない。
 4 公正研究責任者は、委員会を設置したときは、委員の氏名や所属を申立者及び調査対象者に通知する。通知を受けた申立者及び調査対象者は、委員の構成について意義がある場合は、通知を受けた日から起算して 7 日以内に、書面により、公正研究責任者に対して異議申立てをすることができる。
 5 公正研究責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を申立者及び調査対象者に通知する。

(任期)

第 5 条 前条第 2 項の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、第 4 条第 1 項第 1 号の者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、関係学部等の協力を得て、学術研究部研究推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、公正研究責任者及び委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成27年3月27日から施行する。
- 2 国立大学法人山梨大学における公正研究責任者及び公正研究委員会に関する要項（平成19年10月24日制定）は廃止する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年7月1日から施行し、令和3年5月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年10月1日から施行する。

<改正記録>

- H28. 3. 29 研究推進・社会連携機構細則の改正に伴う改正
- R 3. 7. 1 公正研究委員会委員に対する異議申立てを追加
- R 6. 3. 25 事務組織の改編に伴う改正
- R 7. 10. 1 担当理事の変更に伴う改正